

保育所の職務に関するタイム・スタディ

研究第5部 網野 武 博

研究第5部 望月 武 子

研究第8部 星 美 智子

I 目 的

保育所の業務運営の実態について、その職務に関するタイム・スタディを通じて分析し、勤務体制及び職種間の職務分担に関する職務体制のあり方を検討することによって、適切な業務運営をはかるための資料を得ようとするものである。

II 方 法

(1) 対 象

タイム・スタディの対象となった保育所及び職種は埼玉県、千葉県、神奈川県6か所(第1表)の施設の園長、主任保育、保育一早出保育、普通保育、遅出保育の3名一及び調理員の各6名計36名の職員である。

(2) タイム・スタディの実施時期

タイム・スタディは、昭和52年11月下旬から12月上旬にかけて、各保育所の特定の日(土曜、日曜を除く)1日の勤務の開始から終了までの間実施した。

(3) タイム・スタディの方法

タイム・スタディの方法は、各保育所の6名の対象者の勤務の開始から終了までの間、対象者毎に1名ずつ調査者がついて職務の実態を観察し、5分毎にタイム・スタディの категорияに該当する職務内容についてチェックした。

(4) タイム・スタディの категория表

タイム・スタディの categoria表は第2表のとおりである。「管理」、「保育」、「調理」、「事務」、「用務」、「その他」及び「休憩」の七大 categoriaに分け各大 categoria毎に4乃至6のサブ・categoriaをもうけた。

III 結果とその分析

[1] 勤務体制

1 保育所の勤務条件

保育所において乳幼児を保育する時間は、おおむね午前7時半から午後6時前後までであるが、この約11時間

第2表 カテゴリ表

観 察 項 目	内 容
1 管 理	(1) 渉 外 (2) 指 導 (3) 事 務 (4) そ の 他 電話・面接・対外業務 園内視察・職員指導・研修訓練 決裁・文書作成・記録
2 保 育	(1) 保 育 (2) 用 務 (3) 研 修 (4) 事 務 (5) 連 絡 (6) そ の 他 保育準備・後かたづけ ケース会議・打合せ・研修訓練 記録 電話・面接・訪問
3 調 理	(1) 給 与 (2) 管 理 (3) 事 務 (4) そ の 他 調理・盛付・配膳・かたづけ 食品管理・衛生管理 献立作成・栄養関係業務・記録
4 事 務	(1) 文 書 物 品 (2) 会 計 (3) 連 絡 (4) そ の 他 收受・送付・保管・記録 経理事務・金銭收受・支出 電話・面接・訪問
5 用 務	(1) 清 掃 補 修 (2) 運 転 (3) 巡 視 (4) そ の 他
6 そ の 他	(1) 更衣・トイレ (2) 会議など (3) そ の 他 職員会議・健康診断など 上記のいずれにも該当しないもの
7 休 憩	(1) 食 事 (2) 休 息 (3) レクリエーション (4) そ の 他 飲談・レクリエーション

前後を、早出、普通、遅出の保育の勤務の時間帯を考慮して保育している。

今回調査した保育所の施設別勤務条件は第3-1表の

第1表 対 象

保 育 所	児童定員	職 員 数	対 象 職 種
公 立 I	120名	12名	園長, 主任保育, 保育(早出, 普通, 遅出), 調理員
公 立 II	90	8	園長, 副主任保育, 保育(早出, 普通, 普通<遅番>), 業務員
公 立 III	120	17	園長, 主任保育, 保育(早出, 普通, 遅出), 調理員
私 立 I	100	13	園長, 主任保育, 保育(早出, 普通, 遅出), 調理員
私 立 II	90	11	園長, 主任保育, 保育(早出, 普通, 普通<遅番>), 調理員
私 立 III	120	12	園長, 主任保育, 保育(早出, 普通, 遅出), 調理員

とおりである。

1) 勤務条件別にみると、まず所定労働時間(休憩時間を除く実働時間)は1日7時間15分が1か所、1日7時間30分が2か所、1日7時間45分が2か所、1日8時間が1か所となっており、平均所定労働時間は7時間38分であるが、最短と最長に45分の差がみられる。所定休憩時間は、労働時間8時間未満の場合は45分、労働時間8時間の場合は1時間となる。しかし、私立においては、労働時間が7時間30分であっても1時間の休憩時間を定めている。

2) これらの労働時間、休憩時間を含む1日の拘束時間は公立IIを除き、最短が8時間、最長が9時間と1時間の差がみられる。ところで、公立IIにおいては、保育士の休憩時間を定めず、したがって1日の所定労働時間が、1日の拘束時間となっている。これは、後でふれるように、保育所の保育士の勤務特性から、実際上休憩時間を確保することには困難な点がみられることから、実質的に

拘束時間を短縮するという方法で休憩時間を充てているためであり、保育所の職務上考慮されている勤務体制である。

3) 超過勤務(時間外労働)については、長時間のものは特別の行事、日課以外には通常行われぬ施設が殆どであるが、超過勤務が行われた場合には、いずれの保育所においても2割5分の割増率で手当を支払うことが定められている。また休日については、3か所が何らかの方法で週2日の休日を定めている。

なお、土曜日に他の曜日と同様の勤務体制をとる保育所は1か所もなく、また半数の保育所においては、今日のわが国の週休2日制の動向に部分的にも対応している傾向がみられる。

4) なお、今回の調査結果のみからは、保育所の勤務条件について、公立、私立の相違はとくにみられなかった。

第3-1表 施設別勤務条件

施設名 勤務条件	公立 I (定員 120名)	公立 II (定員 90名)	公立 III (定員 120名)	私立 I (定員 100名)	私立 II (定員 90名)	私立 III (定員 120名)
① 所定拘束時間 (②+③)	1日 8時間	保育 1日7時間30分 業務員 1日8時間30分	1日 8時間30分	1日 9時間	1日 8時間30分	1日 8時間30分
② 所定労働時間	1日 7時間15分	1日 7時間30分	1日 7時間45分 1週 42時間30分	1日 8時間	1日 7時間30分	1日 7時間45分
③ 所定休憩時間	交替制 45分	・保育士は休憩時間なし* ・業務員 60分	交替制 45分	交替制 60分	交替制 60分	交替制 45分
④ 超過勤務割増賃金の率	2割5分	2割5分	2割5分	1時間 $\frac{\text{基本給} \times 12}{48 \times 52} \times 125$	2割5分	2割5分
⑤ 所定休日	毎週1日 (土曜半日勤務)	毎週1日 (土曜半日勤務)	隔週2日 (土曜隔週休日)	2か月に1回週 2日 (土曜3時迄)	毎週1日 (土曜半日勤務)	隔週2日 (土曜隔週休日)

* 公立IIの保育士は拘束時間に休憩時間を含めず、1日の所定拘束時間を短縮している。

第3-2表 施設別職種別拘束時間の実態

		園長	主任保育母	保 母			調理員
				早 出	普 通	遅 出	
公立Ⅰ	① 所定拘束時間	8:00	7:00*	8:00	8:00	8:00	8:00
	② 実態拘束時間	10:40	7:35	8:10	8:00	10:10	8:20
	② - ① 超過	⊕ 2:40	⊕ :35	⊕ :10	⊕ :00	⊕ 2:10	⊕ :20
				⊕ :46.7			
公立Ⅱ	①	7:30	7:30	7:30	7:30	7:30	8:00
	②	7:45	7:45	7:30	7:45	8:15	8:05
	② - ①	⊕ :15	⊕ :15	⊖ :00	⊕ :15	⊕ :45	⊕ :05
				⊕ :20			
公立Ⅲ	①	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30
	②	8:30	8:30	8:50	8:30	8:30	8:30
	② - ①	⊖ :00	⊖ :00	⊕ :20	⊖ :00	⊖ :00	⊖ :00
				⊕ :06.7			
私立Ⅰ	①	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00	9:00
	②	9:15	9:25	8:50	9:00	9:05	9:00
	② - ①	⊕ :15	⊕ :25	⊖ :10	⊖ :00	⊕ :05	⊖ :00
				⊖ :01.7			
私立Ⅱ	①	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30
	②	9:50	8:20	8:25	8:35	9:00	8:55
	② - ①	⊕ 1:20	⊖ :10	⊖ :05	⊕ :05	⊕ :30	⊕ :25
				⊕ :10			
私立Ⅲ	①	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30	8:30
	②	10:10	9:10	10:10	8:45	8:40	9:10
	② - ①	⊕ 1:40	⊕ :40	⊕ 1:40	⊕ :15	⊕ :10	⊕ :40
				⊕ :41.7			
T M	② - ①	⊕ 1:07	⊕ :17.5	⊕ :19.2	⊕ :05.8	⊕ :36.7	⊕ :15.0
				⊕ :20.5			

* 育児時間取得

(時間:分)

2. 保育所の勤務実態

1) 拘束時間

施設別タイム・スタディ対象者の拘束時間の実態は第3-2表のとおりである。

(1) 拘束時間の実態をとくに「拘束時間の超過」(実態拘

束時間が所定拘束時間を超える場合を言う。以下同じ)の点からみていくと、いずれの保育所においても、超過がみられた。「拘束時間の超過」のみられたタイム・スタディ対象者の数が6人中全員のところが私立Ⅲの1か所(当日夕方全職員参加のケース会議が開かれた)6人

中5人のところが2か所、6人中4人、6人中3人、6人中1人が各1か所であった。

(2) 職種別では、園長が最も長く、平均1時間を超えている。次いで保育(平均21分)、主任保育(平均18分)、調理員(平均15分)の順となっている。保育のうち選出保育が平均して最も長い結果がでている。

(3) ところで、全体で「拘束時間の超過」が2時間を超える職員は、園長を除いて公立Iの選出保育1名(夕方のクリスマスのための役員会に参加した)である。ある特定の1日のみについて実施した今回のタイム・スタディ結果からは、必ずしも実態が十分に把握されるとは言い難い。このように2時間以上の「拘束時間の超過」はしばしばみられることなのであろうか。ちなみに、各保育所について、昭和52年10月の1か月間の全職員の超過勤務の実態について調査したところ、職員1人当りの平均超過勤務時間は、第3-3表のとおりであった。公私別に若干の差がみられるが、全職員及び保育の1か月平均超過勤務時間は約5時間であり、きわめて短時間であった。

第3-3表 施設別1か月間の職員1人当超過勤務時間

		平均超過勤務時間	保育の平均超過勤務時間
公立	I	6.6 時間	7.9 時間
	II	10.5	10.5
	III	2.9	3.1
	M	5.8	6.0
私立	I	1.7	0.0
	II	5.3	4.6
	III	5.4	8.6
	M	4.0	3.6
TM		4.9	4.8

(昭和52年10月の1か月間)

(4) なお、一般には、時間外労働即ち超過勤務は、「労働時間の超過」(実態労働時間が所定労働時間を超える場合を言う。以下同じ)あるいは「拘束時間の超過」のいずれをとっても同様である場合が多い。

しかし、児童福祉施設とりわけ保育所においては、日中の連続的保育が最も重要な業務であり、このために休憩時間を確保する上で困難性が伴う。したがって、休憩時間を含む拘束時間のみからは、必ずしも超過勤務の実態をとらえることはできないといえる。

2) 労働時間

施設別タイム・スタディ対象者の労働時間の実態は第

3-4表のとおりである。

(1) 労働時間を職種別にみると、園長の平均が最も長く8時間49分、次いで保育(8時間7分)、調理員、主任保育(7時間28分)の順となっている。保育の中では選出保育の平均が最も長い。

(2) しかし、公私別にみると、所定労働時間では平均して約15分私立の方が長い、これを差し引いた実態労働時間で比較すると、園長では約33分、主任保育で約45分、保育全体で約5分、調理員で約15分いずれも私立の方が長くなっている。

とくに私立の園長、主任保育が公立より長いのは、これらの職種においては、施設の経営全般あるいは施設の総合的管理業務に公立よりも多く従事することと関連していると考えられる。

(3) 一方実態労働時間が平均して公私に大きな差のみられない保育では、公私いずれも、選出保育の労働時間が長く、次いで早出、普通の順となっている。

(4) ところで、拘束時間と労働時間が同じである公立IIの保育は、とくに休憩時間を確保していないが、その実態労働時間は保育平均7時間48分である。一方、所定拘束時間が9時間と最も長い私立Iでは、所定労働時間が8時間、実態労働時間は保育平均7時間45分である。この両保育所ともタイム・スタディ当日特別の日課や行事がなく、ほぼ通常の業務の実態が示されたと考えられるならば、保育所における保育の1人当り労働時間は7時間45分程度がひとつの目安となることを示唆している。

(5) 次に、「労働時間の超過」からみていくと、「拘束時間の超過」と同様、いずれの保育所においても、超過がみられた。「労働時間の超過」のみみられたタイム・スタディ対象者の数が6人中5人のところが半数を占め、以下6人中2人が2か所、6人中3人が1か所となっている。

(6) 職種別では、園長と保育に超過がみられ、園長は平均1時間12分と長く、保育は選出平均34分、早出平均28分、普通平均19分、総平均27分となっている。上述の実態労働時間と関連してみても、園長、保育とともに労働時間が8時間を超えており、平均して「労働時間の超過」のみみられない主任保育、調理員の労働時間が約7時間半であることとはほぼ符合している。

(7) また、「労働時間の超過」は平均して私立の方が長く、私立のみをみると、主任保育にも超過がみられる。

(8) なお、全体で「労働時間の超過」が2時間を超える職員は、園長1名を除いて、公立Iの選出保育(「拘束時間の超過」で既述)及び私立IIIの早出保育(夕方のケース会議に参加)の2名であるが、「拘束時間の超過」

網野他：保育所の職務に関するタイムスタディ

第3-4表 施設別職種別労働時間の実態

昭和57年度 調査期間：昭和57年10月1日～10月31日

		園長	主任保育	保 母			調理員	
				早 出	普 通	遅 出		
公 立 I	① 所定労働時間	7:15	7:15	7:15	7:15	7:15	7:00	
	② 実態労働時間	9:40	6:55	7:40	7:25	9:25	7:20	
	② - ① 超過	⊕ 2:25	⊖ 3:20	⊕ 3:25	⊕ 3:10	⊕ 2:10	⊕ :20	
				⊕ :55.0				
公 立 II	①	7:30	7:30	7:30	7:30	7:30	7:00	
	②	7:45	6:25	7:30	7:40	8:15	7:00	
	② - ①	⊕ :15	⊖ 1:05	⊖ :00	⊕ :10	⊕ :45	⊕ :00	
				⊕ :18.3				
公 立 III	①	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	
	②	7:50	7:30	8:05	7:45	7:40	7:20	
	② - ①	⊕ :05	⊖ :15	⊕ :20	⊕ :00	⊖ :05	⊖ :25	
				⊕ :05.0				
私 立 I	①	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	
	②	8:50	8:25	7:30	7:55	7:50	7:45	
	② - ①	⊕ :50	⊕ :25	⊖ :30	⊖ :05	⊖ :10	⊖ :15	
				⊖ :15.0				
私 立 II	①	7:30	7:30	7:30	7:30	7:30	7:30	
	②	8:40	7:05	8:00	8:35	8:05	7:45	
	② - ①	⊕ 1:10	⊖ :25	⊕ :30	⊕ 1:05	⊕ :35	⊕ :15	
				⊕ :43.3				
私 立 III	①	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	
	②	10:10	8:25	9:50	8:20	7:55	7:40	
	② - ①	⊕ 2:25	⊕ :40	⊕ 2:05	⊕ :35	⊕ :10	⊖ :05	
				⊕ :56.7				
T	①	8:49.1	7:27.5	8:05.8	7:56.7	8:18.3	7:28.3	
	②	(公 8:25.0) (私 9:13.3)	(公 6:56.7) (私 7:58.3)		8:06.9	(公 7:55.3) (私 8:15.0)	(公 7:13.3) (私 7:43.3)	
M	② - ①	公 立	⊕ :55.0	⊖ :33.3	⊕ :15.0	⊕ :06.7	⊕ :56.7	⊖ :01.7
		私 立	⊕ 1:28.3	⊕ :13.3	⊕ :41.7	⊕ :31.7	⊕ :11.7	⊖ :01.7
		M	⊕ 1:11.7	⊖ :10.0	⊕ :28.3	⊕ :19.2	⊕ :34.2	⊖ :01.7
				⊕ :27.2				

(時間：分)

第3—5表 施設別職種別休憩時間の実態

		園長	主任保母	保母			調理員
				早出	普通	遅出	
公立 I	① 所定休憩時間	:45	:45	:45	:45	:45	1:00
	② 実態休憩時間	1:00	:40	:30	:35	:45	1:00
	② - ① 超過	⊕ :15	⊖ :05	⊖ :15	⊖ :10	⊕ :00	⊕ :00
				⊖ :08.3			
公立 II	①	:00	:00	:00	:00	:00	:00
	②	:00	1:20	:00	:05	:00	1:05
	② - ①	⊕ :00	⊕ 1:20	⊕ :00	⊕ :05	⊕ :00	⊕ :05
				⊕ :01.7			
公立 III	①	:45	:45	:45	:45	:45	:45
	②	:40	1:00	:45	:45	:50	1:10
	② - ①	⊖ :05	⊕ :15	⊕ :00	⊕ :00	⊕ :05	⊕ :25
				⊕ :01.7			
私立 I	①	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00
	②	:25	1:00	1:20	1:05	1:15	1:15
	② - ①	⊖ :35	⊕ :00	⊕ :20	⊕ :05	⊕ :15	⊕ :15
				⊕ :13.0			
私立 II	①	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00	1:00
	②	1:10	1:15	1:25	:00	:55	1:10
	② - ①	⊕ :10	⊕ :15	⊖ :35	⊖ 1:00	⊖ :05	⊕ :10
				⊖ :33.3			
私立 III	①	:45	:45	:45	:45	:45	:45
	②	:00	:45	:10	:25	:45	1:30
	② - ①	⊖ :45	⊕ :00	⊖ :35	⊖ :20	⊕ :00	⊕ :45
				⊖ :18.3			
T.M.	公立	⊕ :03.3	⊕ :30.0	⊖ :05.0	⊖ :01.7	⊕ :01.7	⊕ :10.0
	私立	⊖ :23.3	⊕ :05.7	⊖ :16.7	⊖ :25.0	⊕ :03.3	⊕ :23.3
	M	⊖ :10.0	⊕ :17.5	⊖ :10.8	⊖ :13.3	⊕ :02.5	⊕ :16.7
				⊖ :7.2			

(時間:分)

のところで既にふれたように、超過勤務を月で平均してみると、きわめて短時間であり、2名の職員の超過は特別の日課による特別の超過であることがわかる。

3) 休憩時間

施設別タイム・スタディ対象者の休憩時間の実態は、第3—5表のとおりである。

(1) 休憩時間の確保状況を見ると、拘束時間に休憩時間を含めていない公立Ⅱを除き、いずれの保育所においても園長または主任保育母、保育母の1名乃至3名について休憩時間が所定通り確保されていない状況がみられた。

(2) 職種別では、園長を除くと、主任保育母に休憩時間が不足している(5分)保育所が1施設みられるほかは、すべて保育母であり、不足がみられる保育母が2名のところが2か所、3名とも不足しているところが1か所で、全体では保育母18名中7名が不足している。

(3) 保育母の休憩時間を平均すると、公立Ⅱを除き40分となり、全体では平均して7分の不足がみられるが、個々の保育母の不足時間は5分から1時間まで幅広く(不足時間35分が2名、不足時間5分、10分、15分、20分、1時間が各1名)、拘束時間中は継続して直接、間接に児童の保育にあたらなければならない保育母の勤務の特殊性が示されている。

(4) 保育母の休憩時間が完全に確保されていないことと、前述の「労働時間の超過」とが関連している。即ち、時間外労働による超過とともに、拘束時間内における休憩時間の未確保が、実質的な超過勤務となっている例がみられる。

(5) 保育母の休憩時間の確保の困難性を克服するためには、保育母の拘束時間中に、可能な限り柔軟に休憩(休息)を確保するとともに、交替制、複数担当制、休憩室の確保などを考慮することが望ましいが、乳幼児に対する安定した、且つ連続的な保育を重視するならば、食事や午睡の間も保育母が乳幼児とともにいることは必要な場合がある。

第3—6表 園長の公私別カテゴリー別職務分担表

カテゴリー	1 管 理					2 保 育	3 調 理	4 事 務	5 用 務	6 その他	7 休 憩	T
	(1) 渉 外	(2) 指 導	(3) 事 務	(4) その他	t							
公立	1:40.0 18.6	0:36.7 6.8	1:33.3 17.3	2:35.0 28.8	6:25.0 71.5	0:36.7 6.9	0:28.3 5.3	0:45.0 8.4	0:08.3 1.5	0:01.7 0.3	0:33.3 6.2	8:58.3 100.0
私立	2:55.0 29.9	0:55.0 9.4	1:18.3 13.4	0:01.7 0.3	5:10.0 53.0	1:20.0 13.7	0:00.0 0.0	0:56.7 9.7	1:36.7 16.5	0:10.0 1.7	0:31.7 5.4	9:45.0 100.0
T	2:17.5	0:45.8	1:25.8	1:18.3	5:47.5	0:58.3	0:14.2	0:50.8	0:52.5	0:05.8	0:32.5	9:21.6
M	24.5	8.2	15.3	13.9	61.9	10.4	2.5	9.0	9.3	1.0	5.8	100.0

(上段—時間:分 下段—構成割合(%))

ある。この点で公立で試みているような拘束時間の実質的な短縮などが試みられている実態も考慮すべきであろう。

〔2〕 職務体制

1. 園 長

園長の一日のタイム・スタディによる職務分担分析表(第3—6表)に示す通りである。第3—6表は、基本表をもとに、各施設を公立と私立別にまとめ、各カテゴリー別に表示したものである。なお、園長本来の職務である「管理」については、小項目(渉外・指導・事務・その他)に分けて集計した。

1) まず、園長の主とする職務、「管理」と「その他の職務」の構成割合から、園長の職務状況をみてみると、全体の平均では、「管理」62%(5時間48分)、「その他の職務」(保育・調理・事務・用務)31%(2時間56分)となっている。「管理」について、公私別にみると、公立72%(6時間25分)、私立53%(5時間10分)である。公立と私立ではかなりの開きがみられ、公立の方が私立より20%近く「管理」業務の割合が多くなっている。しかし、タイム・スタディ当日、公立の1園(公立Ⅱ)は園長外勤のため、すべての時間が「管理」業務に含まれており、また、他の1園(公立Ⅰ)では、当日の時間外の役員会1時間半が「管理」に加算されている。残る平常勤務の公立(公立Ⅲ)の園長は「管理」業務45%であり、私立園長の平均53%を下廻る。したがって、総括的にみればむしろ、私立園長の方の「管理」のウェイトが高いといえる。

2) つぎに、「管理」職務の内容を(1)渉外、(2)指導、(3)事務、(4)その他、に分けて検討してみる。ここでは<渉外>がもっとも多く(2時間18分)、つぎに<事務>(1時間26分)、<その他>(1時間18分)、<指導>(46分)の順になっている。(公立Ⅱ)の園長が外勤のため<その他>を占めており、これを除けば、<渉外><事務>

〈指導〉の順になり、この順位は公私立とも同じである。公私立の別はないが、個々の施設をみると、(公立Ⅲ)、(私立Ⅰ)は〈事務〉が〈渉外〉より多くの時間を占めるなど、施設によって差がみられる。

3) 「管理」業務外の職務分担をみると、全体の平均で「保育」「事務」「用務」にそれぞれ9~10%の時間を費していることがわかる。「保育」は各施設の園長すべて(公立Ⅱを除く)何らかの形で、多かれ少なかれ(最短25分、最長1時間50分)行なっているといえる。「事務」従事の割合は、全体の平均で15%(1時間26分)、公立の平均17%(1時間33分)、私立の平均13%(1時間18分)で、やや公立が多くなっている。しかし、施設ごとのバラつきが多く、(公立Ⅱ)は外勤のため、(私立Ⅱ)は事務職員をおくため、「事務」はまったく行っておらず、(公立Ⅰ)はわずかに5分、(公立Ⅱ)はもっとも多くて2時間10分となっている。公私立別より施設によるちがいが大きいのが明らかである。なお、「事務」については、あとの、5.事務の項で再び分析する。「用務」に関する業務は園長は殆んど行っていないが、ひとり(私立Ⅱ)は、49%(4時間50分)と一日の就労のなかばを保育所の菜園づくりに費している。園長の「管理」外の業務は、平均によって考察できないほど、施設ごと

にことなっている。

以上の結果から園長の職務について考察するとつぎのことがいえる。

- (1) 保育所園長の職務は、当然のことながら管理分野がもつとも多くを占める。また、各施設の園長とも、時間の多少はあるが、「保育」にかかわりをもっている。
- (2) 事務職員がなく、園長がこれを分担するばあい、相当の時間が「管理」業務にくいこんでいる。私立では事務専任職員をおいてもなお、園長の「事務」分担の分野がある。
- (3) 私立園長のばあいは、自宅で会計事務を行う(私立Ⅰ)など拘束時間に関係なく業務がおこなわれている。
- (4) (公立Ⅱ)の園長はタイムスタディ当日、外勤であったが、この例にみられるように、園長職では公立・私立をとわず外勤のあることが多いものである。したがって、園長の不在時の保育所の責任者は必要である。
- (5) 園長の職務は、職務の性質上、日によって職務内容の構成割合は大きく変動すると考えられる。

2. 主任保母

主任保母のタイム・スタディの結果は、第3-7表に示す通りである。

1) 主任保母の職務分担をカテゴリー別にみると、

第3-7表 主任保母の公私別カテゴリー別職務分担表

カテゴリー	1 管 理					2 保 育						
	(1) 渉外	(2) 指導	(3) 事務	(4) その他	t	(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t
公立	:12.5 2.6	:13.3 2.8	:26.7 5.6	:16.7 3.5	1:09.2 14.5	:46.7 9.8	:16.7 3.5	:10.0 2.1	:45.0 9.4	:16.7 3.5	:10.0 2.1	2:25.0 30.4
私立	:06.7 1.2	1:16.7 14.2	:20.0 3.7		1:43.3 19.2	1:25.0 15.8	1:03.3 11.8	:50.0 9.2	1:11.7 13.3	:06.7 1.2	:08.3 1.5	4:45.0 52.9
T	:09.6	:45.0	:23.3	:08.3	1:26.3	1:05.8	:40.0	:30.0	:58.3	:11.7	:09.2	3:35.0
M	1.9	8.9	4.6	1.6	17.0	13.0	7.9	5.9	11.5	2.3	1.8	42.4

カテゴリー	3	4	5	6	7	T
	調理	事務	用務	その他	休憩	
公立	:31.7 6.6	2:29.2 31.3	:11.7 2.5	:10.0 2.1	1:00.0 12.6	7:56.7 100.0
私立	:10.0 1.9	:50.0 9.3	:23.3 4.3	:06.7 1.2	1:00.0 11.1	8:58.3 100.0
T	:20.8	1:39.6	:17.5	:08.3	1:00.0	8:27.5
M	4.1	19.6	3.4	1.6	11.8	100.0

(上段—時間:分 下段—%)

「保育」がもっとも多く、42%（3時間35分）の割合を占めている。つぎに「事務」が20%（1時間40分）、「管理」が17%（1時間26分）である。ついで「調理」4%、用務3%となっている。主任保母は、他の職種——園長・保母・調理員——の職務と比較して、職務内容が各カテゴリーに分散し、職務分担が多種にわたっているといえる。

2) 公立・私立別に主任保母の職務分担を比較してみると、公立は「事務」「保育」「管理」の順になるが、私立では「保育」が53%でなかば以上の割合を占めており、つぎに「管理」「事務」になっている。公立私立の別で、大差のあるのは「事務」である。公立の平均は31%（2時間29分）、私立の平均9%（50分）であり、公立の主任保母は私立の主任保母の3倍以上を「事務」に従事していることになる。なお、この割合は、（公立Ⅱ）の主任保母が当日外勤のため副主任を対象とした「事務」0%を含めてのものであり、これを除けば、公立主任保母の事務の割合は47%で（公立Ⅰ45%、公立Ⅱ48%）、私立の主任保母の5倍強となる。「事務」については50頁の、5.事務の項で再び検討する。

3) 主任保母がクラス担当をするばあいと、クラスを担当しないばあいを比較したのが第3—8表職務分担表である。クラス担当は（公立Ⅰ）の1園であり、タイム・スタディ当日、病欠保母のクラスを担当している。ここでみるようにクラス担当していても、非クラス担当のものと殆んど差のない「保育」従事である。そして「保育」（44%）よりも「事務」従事（45%）の方が多くなっている。つまり、クラス担当というのは、欠席の保母を補ってそのクラスをみることであり、非クラス担当の主任保母は、おなじ時間をいくつかのクラスをまわって「保育」しているといえよう。主任保母はクラスを担当していても、「事務」などの職務があり、「保育」に専念できない状態といえる。

以上の結果から、保育所主任保母の職務体制についてつぎのことがいえよう。

(1) 保育所の主任保母は、「保育」「事務」「管理」とそれぞれのカテゴリーにウェイトがあり、多様にわたって

職務を分担しているといえる。
(2) 園長の留守には園長代理、保母の欠席には保母代理として予備軍の性格をもつのが、主任保母の職務でもある。

(3) 公立の主任保母の「事務」負担はかなり大きく、一日の半ばを占める。病欠保母の代理をしてもなお、「事務」従事に時間を多くとられる実態であった。

(4) 主任保母は、保母出身である。保育経験を生かし、保育の主任として「保育」にウェイトがおかれてよいのではないか。公立の主任保母は「事務」従事によって「保育」や「管理」の職務が削られている。この点、私立の主任保母の方が、本来の保育主任の役を果しうる現状であるといえる。

3. 保母

職務分担の状況については、保母の職務の中心である「保育」は小項目の〈保育〉〈用務〉〈研修〉〈事務〉〈連絡〉〈その他〉に分け、その他の職務については大項目によって分析し、これを1) 公立・私立別2) 拘束時間の超過の有無別3) 労働時間の超過の有無別4) 保育所の児童定員別により比較・検討した。

(1) 保母の職務分担

保母の職務分担の状況は第3—9表の通りである。

子どもに直接的あるいは間接的にかかわる「保育」が拘束時間の90%（7時間50分）を占めており、その他の職務、すなわち「事務」「用務」「その他」は合計して3%（15分）、「休憩」が7%（35分）となっている。当然ではあるが「管理」「調理」の職務を分担しているものは1名もなかった。

(2) 「保育」の内容をみると、子どもに直接かかわる〈保育〉が55%（4時間47分）であり最もウェイトがおかれ、〈用務〉〈研修〉〈事務〉〈その他〉〈連絡〉の順になっていて、これら間接的保育の割合は合わせて35%である。

(3) 早出・普通勤務・遅出による職務内容の比較

早出・普通・遅出とローテーションを組んだ勤務体制により、保育が実施されているが、この勤務時間帯と保母の職務状況の実態・職務分担の関係を検討する。

第3—8表 主任保母のクラス担当・非担当別職務分担表

カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	T
クラス	管理	保育	調理	事務	用務	その他	休憩	
担当	0.0	44.0	0.0	45.1	0.0	2.2	8.8	100.0
非担当	20.0	42.1	4.8	15.2	4.1	1.5	12.4	100.0
T	M	17.0	42.4	4.1	19.6	3.4	11.8	100.0

(註) クラス担当—公立Ⅰ、非担当—公立Ⅱ、Ⅲ及び私立Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

第3-9表 保母の職務分担

カテゴリー	1 管 理	2 保 育								3 調 理	4 本 務	5 用 務	6 その他	7 休 憩	T
		(1) 保 育	(2) 用 務	(3) 研 修	(4) 事 務	(5) 連 絡	(6) その他	t							
保母全体	:00.0 0.0	4:47.1 55.2	1:14.2 14.3	:36.5 7.0	:35.3 6.8	:14.2 2.7	:22.8 4.4	7:50.0 90.4	:00.0 0.0	:02.8 0.5	:04.7 0.9	:07.2 1.4	:35.3 6.8	8:40.0 100.0	
早出	:00.0 0.0	4:18.3 49.9	1:15.8 14.6	:41.7 8.1	:52.5 10.1	:15.8 3.1	:25.8 5.0	7:50.0 90.8	:00.0 0.0	:02.5 0.5	:08.3 1.6	:05.0 1.0	:31.7 6.1	8:37.5 100.0	
普通	:00.0 0.0	4:49.2 57.2	1:13.3 14.5	:41.7 8.2	:21.7 4.3	:09.2 1.8	:22.5 4.4	7:37.5 90.4	:00.0 0.0	:05.8 1.2	:05.0 1.0	:08.3 1.6	:29.2 5.8	8:25.8 100.0	
遅出	:00.0 0.0	5:13.9 58.5	1:13.3 13.7	:26.2 4.9	:31.7 5.9	:17.5 3.3	:20.0 3.7	8:02.6 89.9	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:00.8 0.1	:08.3 1.5	:45.0 8.4	8:56.7 100.0	

(上段—時間:分 下段—構成割合(%))

拘束時間、及び「保育」に費す時間はいずれも遅出が最も長く、ついで早出、普通の順になっている。

しかし、職務分担の状況を見ると「保育」の占める割合はいずれも90%前後で差がなく、その他の職務についても目だつた違いはみられない。ただ「休憩」は早出、普通では6%、遅出では8%となっていて極めて僅かではあるが遅出に比べ早出、普通は「休憩」が短くなっている。

(4) 「保育」の内容については「保育」の割合は早出50%が最も短かく、次いで普通57%、遅出59%となり、早出では間接的保育に費す割合が高くなり、特に「事務」の時間がやや多くなっている。

以上の結果から、保母の職務体制についてつぎのことがいえる。

- ① 職務分担の状況は「保育」の割合が90%を占めており、その他の職務に費される時間は極めて短い。
- ② 「休憩」は早出、普通勤務では遅出に比べていくぶん短縮される傾向がみられる。
- ③ 「保育」の割合は、遅出が最も高く直接子どもにかかわる時間が多いことを示している。
- ④ 早出は「保育」のウェイトは減じ、間接的保育の割合が増している。

1) 公立・私立による比較

第3-10-1)~4)表は職務分担の状況を公立・私立別で比較したものである。

(1) 職務分担からみると「保育」の占める割合は、公立92%(7時間45分)、私立89%(7時間55分)となり、その割合は公立が僅かに高くなっており「休憩」は公立6%、私立8%と逆に私立が僅かに高くなっている。しかし、公立・私立との間で職務分担に差があるといえる。

ほどのものではない。公立の「休憩」がやや低くなっているが、公立Ⅱでは休憩時間をとらない勤務体制であるうえ、私立では「休憩」の中に食事時間が含まれているものが9名中5名あるのに対し、公立では食事時間は含まれておらず(「保育」—「その他」に含まれている)。「休憩」は実質的な休息時間になっていることも考慮すると、「保育」と「休憩」の割合には公立・私立の差はないといって良いであろう。

(2) 「保育」の内容をみると「保育」の占める割合は公立50%(4時間13分)私立60%(5時間21分)となり、私立の方が子どもに直接かかわる保育の割合が高くなっている。これに対し公立では、「用務」「事務」「その他」に分散されており、間接的に子どもにかかわる保育に費す時間が多く、42%を占めている。

なお、調査当日、私立Ⅲでケース会議が開かれ、公立Ⅰでは役員会が開かれたため「研修」「連絡」がそれぞれ高くなっている。

(3) 早出保母:職務分担の状況は保母全体を通してみた場合と変わらない。「保育」の内容では「保育」の割合が公立43%、私立57%となり公私の差が大きい。

公立では、「事務」「連絡」「その他」に費す時間が多く、これら間接的保育に要する時間は50%を占めている。

普通勤務保母:公立・私立とも「保育」約90%、その他の職務約4%「休憩」6%となり職務分担の状況に全く差がみられない。「保育」の内容では「保育」が公立55%、私立60%と私立が高くなっているが、その差は早出、遅出に比べ小さい。

遅出保母:拘束時間は早出・普通とも公立が短かく私立が長い、遅出の場合は拘束時間に公立私立による差

網野他 保育所の職務に関するタイム・スタディ

第3-10-1)表 保母全体の公私別職務分担

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
公立	:00.0 0.0	4:12.8 50.1	1:21.1 16.1	:25.0 5.0	:45.0 8.9	:22.8 4.5	:38.3 7.6	7:45.0 92.2	:00.0 0.0	:04.4 0.9	:02.2 0.4	:04.5 0.9	:28.3 5.6	8:24.4 100.0
私立	:00.0 0.0	5:21.4 60.0	1:07.2 12.5	:48.0 9.0	:25.6 4.8	:05.6 1.0	:07.2 1.3	7:55.0 88.7	:00.0 0.0	:01.1 0.2	:07.2 1.3	:10.0 1.9	:42.2 7.9	8:55.6 100.0
T M	:00.0 0.0	4:47.1 55.2	1:14.2 14.3	:36.5 7.0	:35.3 6.8	:14.2 2.7	:22.8 4.4	7:50.0 90.4	:00.0 0.0	:02.8 0.5	:04.7 0.9	:07.2 1.4	:35.3 6.8	8:40.0 100.0

(上段—時間:分 下段—構成割合(%))

第3-10-2)表 早出保母の公私別職務分担

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
公立	:00.0 0.0	3:28.3 42.5	1:16.7 15.7	:33.3 6.8	1:05.0 13.3	:30.0 6.1	:38.3 7.8	7:31.7 92.2	:00.0 0.0	:05.0 1.0	:03.3 0.7	:05.0 1.0	:25.0 5.1	8:10.0 100.0
私立	:00.0 0.0	5:08.3 56.6	1:15.0 13.8	:50.0 9.2	:40.0 7.3	:01.7 0.3	:13.3 2.4	8:08.3 89.6	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:13.3 2.4	:05.0 0.9	:38.3 7.0	9:05.0 100.0
T M	:00.0 0.0	4:18.3 49.9	1:15.8 14.6	:41.7 8.1	:52.5 10.1	:15.8 3.1	:25.8 5.0	7:50.0 90.8	:00.0 0.0	:02.5 0.5	:08.3 1.6	:05.0 1.0	:31.7 6.1	8:37.5 100.0

第3-10-3)表 普通勤務保母の公私別職務分担

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
公立	:00.0 0.0	4:25.0 54.6	1:13.3 15.1	:20.0 4.1	:33.3 6.9	:06.7 1.4	:40.0 8.2	7:18.3 90.4	:00.0 0.0	:08.3 1.7	:03.3 0.7	:06.7 1.4	:28.3 5.8	8:05.0 100.0
私立	:00.0 0.0	5:13.3 59.5	1:13.3 13.9	1:03.3 12.0	:10.0 1.9	:11.7 2.2	:05.0 0.9	7:56.7 90.5	:00.0 0.0	:03.3 0.6	:06.7 1.3	:10.0 1.9	:30.0 5.7	8:46.7 100.0
T M	:00.0 0.0	4:49.2 57.2	1:13.3 14.5	:41.7 8.2	:21.7 4.3	:09.2 1.8	:22.5 4.4	7:37.5 90.4	:00.0 0.0	:05.8 1.2	:05.0 1.0	:08.3 1.6	:29.2 5.8	8:25.8 100.0

第3-10-4)表 遅出保母の公私別職務分担

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
公立	:00.0 0.0	4:45.0 52.9	1:13.3 17.3	:21.7 4.0	:36.7 6.8	:31.7 5.9	:36.7 6.8	8:25.1 93.8	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:01.7 0.3	:31.7 5.9	8:58.3 100.0
私立	:00.0 0.0	5:42.7 64.0	:53.3 10.0	:30.7 5.7	:26.7 5.0	:03.3 0.6	:03.3 0.6	7:40.0 86.0	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:01.7 0.3	:15.0 2.8	:58.3 10.9	8:55.0 100.0
T M	:00.0 0.0	5:13.9 58.5	1:13.3 13.7	:26.2 4.9	:31.7 5.9	:17.5 3.3	:20.0 3.7	8:02.6 89.9	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:00.8 0.1	:08.3 1.5	:45.0 8.4	8:56.7 100.0

がない。「保育」の割合は、公立94%、私立86%で公立が高く「休憩」は公立6%、私立11%となり公立が低くなっているが、前述の食事時間の問題を考慮すると特に目立った傾向としてとりあげることはできない。「保育」の内容では「保育」の割合が公立53%、私立64%と公私の差がやや大きくなり、公立では「用務」「連絡」「その他」がそれぞれ高く間接的保育の割合は41%になる。

以上の結果から次のことがいえる。

- ① 職務分担に公立・私立の差があるとはいえない。
- ② 「保育」のうち「保育」の占める割合は私立が高く、公立では「用務」「事務」「その他」などの間接的保育に費す時間が多くなる。この傾向は早出の場合に顕著である。
- ③ 「保育」の内容における公立・私立の差は早出・遅出の場合に大きく標準的な勤務時間帯である普通勤務では、その差は小さくなっている。

2) 拘束時間の超過の有無別による比較

タイムスタディの対象になった保母18名中拘束時間の超過があったものは11名で超過時間は最低5分から最高2時間10分に及んでいてそのひろがり大きい。勤務時間帯別にみると早出と普通勤務では6名中3名が、遅出では6名中5名が拘束時間を超過しており、遅出の保母に超過が多くなっている。

このような拘束時間の超過が、職務状況にどのような影響を及ぼしているかを検討する。第3-11-1)~4)表は拘束時間の超過の有無別による職務分担を示したもの

である。

- (1) 職務内容からみると「保育」の占める割合は、拘束時間の超過ありの群は92% (8時間07分) 超過なしの群は88% (7時間24分) で超過ありの群が僅かに高くなっており、「休憩」は超過ありの群6% (30分) 超過なしの群9% (43分) と逆に超過ありの群が低くなっている。すなわち、拘束時間の超過がある群では拘束時間は長く、「保育」の時間は延長されるのに「休憩」は僅かではあるが短縮される傾向をみせている。「事務」「用務」などその他の職務については差がない。
- (2) 「保育」の内容をみると、超過ありの群では、「保育」「用務」「研修」「連絡」と全般にわたり僅かに高く、超過なしの群では「事務」「その他」に費す時間がいくぶん長くなる。
- (3) 早出保母：職務分担の状況に目立った傾向はみられない。

「保育」の内容では「保育」の占める割合は、超過ありの群42%、超過なしの群59%となっていて、超過ありの群が「保育」の割合が低く、全体的にみた場合と逆の傾向を示している。そして超過ありの群では「研修」「用務」「連絡」の割合がそれぞれ高くなり、これら間接的保育の割合は50%を占めている。

普通勤務保母：拘束時間超過ありの群の方が拘束時間が短いという現象を示している。

「保育」の割合は超過ありの群95%、超過なしの群86% 「休憩」は超過ありの群2%、超過なしの群10%とな

普通勤務保母：拘束時間超過ありの群の方が拘束時間が短いという現象を示している。

「保育」の割合は超過ありの群95%、超過なしの群86% 「休憩」は超過ありの群2%、超過なしの群10%とな

第3-11-1)表 保母全体の拘束時間の超過の有無別による職務分担

拘束時間：超過ありの群8時間50.5分 超過なしの群8時間23.6分

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
超過あり	0.0	55.9	15.3	8.3	5.5	3.7	3.1	91.8	0.0	0.4	0.8	1.3	5.7	100.0
超過なし	0.0	54.0	12.5	5.0	8.9	1.1	6.5	88.1	0.0	0.7	1.1	1.6	8.5	100.0
T M	0.0	55.2	14.3	7.0	6.8	2.7	4.4	90.4	0.0	0.5	0.9	1.4	6.8	100.0

(構成割合%)

第3-11-2)表 早出保母の拘束時間超過の有無別職務分担

拘束時間：超過あり9時間 超過なし8時間15分

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
超過あり	0.0	41.7	18.2	12.4	9.9	5.2	4.9	92.3	0.0	0.9	0.6	0.9	5.2	100.0
超過なし	0.0	58.9	10.8	3.4	10.4	0.7	5.1	89.2	0.0	0.0	2.7	1.0	7.1	100.0
T M	0.0	49.9	14.6	8.1	10.1	3.1	5.0	90.8	0.0	0.5	1.6	1.0	6.1	100.0

(註) 超過あり—公立I、III及び私立III 超過なし—公立II、私立I、II

第3—11—3表 普通勤務保育母の拘束時間超過の有無別職務分担

拘束時間：超過あり8時間21.7分 超過なし8時間30分

カテゴリー	1 管理	2 保 育						3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T	
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他							
超過あり	0.0	61.1	14.0	11.3	2.7	1.7	4.0	94.7	0.0	0.7	2.0	0.7	2.0	100.0
超過なし	0.0	53.3	15.0	5.2	5.9	2.0	4.9	86.3	0.0	1.6	0.0	2.6	9.5	100.0
T M	0.0	57.2	14.5	8.2	4.3	1.8	4.4	90.4	0.0	1.2	1.0	1.6	5.8	100.0

(註) 超過あり—公立Ⅱ及び私立Ⅱ, Ⅲ 超過なし—公立Ⅰ, Ⅲ, 私立Ⅰ

第3—11—4表 選出保育母の拘束時間超過の有無別職務分担

拘束時間：超過あり9時間02分 超過なし8時間30分

カテゴリー	1 管理	2 保 育						3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T	
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他							
超過あり	0.0	61.5	14.4	4.1	4.4	3.9	1.5	89.9	0.0	0.0	0.2	1.8	8.1	100.0
超過なし	0.0	42.2	9.8	8.8	13.7	0.0	15.7	90.2	0.0	0.0	0.0	0.0	9.8	100.0
T M	0.0	58.5	13.7	4.9	5.9	3.3	3.7	89.9	0.0	0.0	0.1	1.5	8.4	100.0

(註) 超過あり—公立Ⅰ, Ⅱ及び私立Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ 超過なし—公立Ⅲ (構成割合%)

り、超過ありの群は「保育」の割合が高く「休憩」が短くなる傾向が顕著になり「休憩」は最も低率になっている。「保育」の内容では超過ありの群は<保育><研修>の割合が高い。

選出保育母：拘束時間は超過ありの群が約30分長い、「保育」の割合は両群とも90%で差がない。「保育」の内容では<保育>の占める割合は超過ありの群62%超過なしの群42%で両群間の差が大きい。超過なしの群では<事務><その他>に費す時間が多い。

以上の結果から次のことがいえる。

- ① 拘束時間超過ありの群では僅かではあるが「保育」の割合が増じ「休憩」が短縮される傾向がみられる。
- ② 超過ありの群では<保育><用務><研修><連絡>の全般にわたり割合を増し、超過なしの群では<事務><その他>に費す時間が多い。
- ③ 早出・普通、選出についてみると、普通勤務の場合に「保育」が長く「休憩」が短かい傾向が顕著に表われる。
- ④ 超過ありの群は、早出では<保育>のウェイトが小さく、選出では大きくなり勤務時間帯による差が最も顕著である。

3) 労働時間の超過の有無別による比較

労働時間の超過があったものは保育母18名中12名あり、公立Ⅱを除き休憩時間が定められておりながら所定通りとれなかったものが7名ある。超過時間は最低10分最高2時間10分である。

このような労働時間の超過が保育母の職務内容とどのような関係をもつか検討する。第3—12—1)~4)表は労働時間の超過の有無別による職務分担の状況を示したものである。

(1) 労働時間の超過ありの群と超過なしの群を比較すると、全体的にみた場合拘束時間の差は大きくないが、「保育」の占める割合は超過ありの群92%(8時間02分)超過なしの群87%(7時間26分)、「休憩」は超過ありの群5%(27分)超過なしの群10%(53分)となっており、超過ありの群では「保育」に費す時間は長くなり、「休憩」が短縮されている。

(2) 「保育」の内容では、超過ありの群では<保育><用務><研修><連絡>と全般にわたって僅かずつ割合を増し超過なしの群では<事務><その他>がやや高

(3) 早出保育母：超過ありの群では、拘束時間が約40分長くなっているが、「保育」の割合は両群間に差がない。「休憩」は超過ありの群5%、超過なしの群8%で、僅かではあるが、超過ありの群が短くなる。「保育」の内容は超過ありの群で<保育>の占める割合が小さくなって、普通、選出とは異なった傾向を示している。そして、<研修><連絡><用務>に費される時間は増じている。

普通保育母：拘束時間は労働時間の超過ありの群が約30分短かくなっている。職務内容では「保育」の占める割合が超過ありの群93%、超過なしの群86%となり「休

第3-12-1)表 保母全体の労働時間超過の有無別職務分担

拘束時間：超過あり8時間43分 超過なし8時間34分

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
超過あり	0.0	56.7	15.0	7.6	6.0	3.6	3.3	92.2	0.0	0.6	1.4	0.8	5.1	100.0
超過なし	0.0	52.1	12.8	5.9	8.4	1.0	6.5	86.7	0.0	0.5	0.0	2.6	10.2	100.0
T M	0.0	55.2	14.3	7.0	6.8	2.7	4.4	90.4	0.0	0.5	0.9	1.4	6.8	100.0

第3-12-2)表 早出保母の労働時間超過の有無別職務分担

拘束時間：超過あり8時間51分 超過なし8時間10分

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
超過あり	0.0	47.3	15.5	10.8	8.7	4.2	4.5	91.1	0.0	0.7	2.4	0.7	5.2	100.0
超過なし	0.0	55.6	12.8	2.0	13.3	0.5	6.1	90.3	0.0	0.0	0.0	1.5	8.2	100.0
T M	0.0	49.9	14.6	8.1	10.1	3.1	5.0	90.8	0.0	0.5	1.6	1.0	6.1	100.0

(注) 超過あり—公立I, III及び私立II, III 超過なし—公立II, 私立I

第3-12-3)表 普通勤務保母の労働時間超過の有無別職務分担

拘束時間：超過あり8時間16分 超過なし8時間45分

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
超過あり	0.0	60.4	14.9	8.6	3.5	1.7	3.8	92.9	0.0	1.0	1.5	1.3	3.3	100.0
超過なし	0.0	51.0	13.8	7.6	5.7	1.9	5.7	85.7	0.0	1.4	0.0	2.4	10.5	100.0
T M	0.0	57.2	14.5	8.2	4.3	1.8	4.4	90.4	0.0	1.2	1.0	1.6	5.8	100.0

(注) 超過あり—公立I, II及び私立II, III 超過なし—公立III, 私立I

第3-12-4)表 遅出保母の労働時間超過の有無別職務分担

拘束時間：超過あり9時間01分 超過なし8時間48分

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
超過あり	0.0	62.6	14.6	3.5	5.5	4.6	1.8	92.6	0.0	0.0	0.2	0.5	6.7	100.0
超過なし	0.0	50.0	11.8	7.8	6.6	0.5	7.6	84.4	0.0	0.0	0.0	3.8	11.8	100.0
T M	0.0	58.5	13.7	4.9	5.9	3.3	3.7	89.9	0.0	0.0	0.1	1.5	8.4	100.0

(注) 超過あり—公立I, II及び私立II, III 超過なし—公立III, 私立I (構成割合%)

息は超過ありの群3%に対し、超過なしの群11%で、超過のある群では「保育」の割合が高く「休憩」は逆に低くなる。そして早出・遅出に比べ「休憩」は最も低率になっている。

「保育」の内容では超過ありの群では「保育」の割合が大きくなっているが、その他の業務には特に目立った違いはみられない。

遅出保母：両群間の拘束時間の差は13分であるが「保育」の占める割合は超過ありの群93%、超過なしの群84%であり、これに対し「休憩」は超過ありの群7%、超過なしの群12%となって、ここでも超過ありの群は「保育」の時間が長くなるのに「休憩」は短縮される傾向がみられる。

「保育」の内容をみると超過ありの群では「保育」へ

のウェイトがさらに大きくなり<用務><連絡>に費す時間も若干増しているのに対し、超過なしの群では<事務><その他>に費す割合が多くなっている。

以上の結果から次のことがいえる。

① 労働時間の超過がある群では「保育」の時間は延長され「休憩」は短縮されており、所定休憩時間が確保しにくくなる傾向がある。

② 「保育」の内容からみると超過のある群では<事務><その他>を除き<保育><用務><研修><連絡>の全般にわたり少しずつ割合を増している。

③ 早出、普通、遅出についてみると、超過ありの群で「保育」が延長され「休憩」が短縮される傾向は普通、遅出の場合に顕著であって、早出では「保育」の割合に差がみられない。

④ 超過ありの群で<保育>へのウェイトが増す傾向は普通遅出にみられ、遅出の場合が最も顕著である。早出では<保育>へのウェイトは減じ<研修><連絡><用務>に費す時間がふえている。

4) 保育所の児童定員別及び職員定員別による比較

今回の調査対象になった保育所を、児童定員と職員数との関係からみたものが、第3-13-1)表である。

個々にみると、職員数は児童定員120名の保育所で12名から17名、児童定員90名の保育所で8名から11名と開きがある。職員1人あたりの児童数は7.1人から11.3人と差があり、これを公立と私立で比較すると8.9人に対し8.6人となり、極めて僅かではあるが公立が多くなっている。しかし、これらの数値は年齢別の児童数を考慮して算出したものではないので、一概に結論づけることはできない。

ここでは定員100名以内と120名の二群に分け、児童定員による保育所の規模と、保育の業務の実態及び職務分担の関係を分析するための条件として考慮した。

この二群に分けてみると、職員1人あたりの児童数は

第3-13-1)表 児童定員と職員数

		児童定員	職員数	職員1人当児童数
公立	I	120	12 (10)*	10.0
	II	90	8 (7)	11.3
	III	120	17 (17)	7.1
	M	110.0	12.3	8.9
私立	I	100	13 (10)	7.7
	II	90	11 (10)	8.2
	III	120	12 (10)	10.0
	M	103.3	12.0	8.6
TM		106.7	12.2	8.8
		定員100名以内	10.7	8.8
		定員120名	13.7	8.8
		M	12.2	8.8

* ()内はパート職員を除いた保育数

全く等しくなっている。

児童定員と保育の職務分担の関係をみたものが第3-13-2)~5)表である。

(1) 拘束時間は定員100名以下の群(以下定員の小さい群とよぶ)で8時間29分、定員120名の群(定員の大きい群とよぶ)では8時間49分となっているが、たまたま調査当日公立Iで役員会が開かれ、私立IIIではケース会議が開かれて大幅の超過勤務の出ているものがあり、いずれも定員の大きい群に入るためであって、実質的な差はないといえる。

(2) 職務分担の状況では「保育」の占める割合は定員の小さい群で90%、定員の大きい群では92%で、定員の大きい群は「保育」の割合がやや高い傾向がみられるが、差があるとはいえない。その他の職務についても差はみられない。

第3-13-2)表 保育全体の児童定員別職務分担

(上段—時間:分 下段—構成割合%)

カテゴリー	1 管理	2 保 育						3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T	
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他							
定員 100名以下	:00.05:0.0	14.21 61.7	:11:08.9 13.5	:20.2 4.0	:29.4 5.8	:06.7 1.3	:16.7 3.3	:7:36.0 89.5	:00.0 0.0	:01.1 0.2	:08.3 1.6	:10.0 2.0	:33.9 6.7	8:29.3 100.0
120名	:00.04:0.0	20.01 49.2	:11:19.4 15.0	:52.8 10.0	:41.1 7.8	:21.7 4.1	:28.9 5.5	:8:03.9 91.6	:00.0 0.0	:02.8 0.5	:01.1 0.2	:04.4 0.8	:36.7 6.9	8:48.9 100.0
T M	:00.04:0.0	14.71 52.2	:11:14.2 14.3	:36.5 7.0	:35.3 6.8	:14.2 2.7	:22.8 4.4	:7:50.0 90.4	:00.0 0.0	:02.8 0.5	:04.7 0.9	:07.2 1.4	:35.3 6.8	8:40.0 100.0

(注) 定員100名以下—公立II及び私立I、II 定員120名—公立I、III及び私立III (以下同じ)

第3-13-3)表 早出保母の児童定員別職務分担 (上段—時間:分 下段—構成割合%)

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
定員 100名以下	:00.0 0.0	4:51.7 58.9	:53.3 10.8	:16.7 3.3	:51.7 10.4	:03.3 0.7	:25.0 5.1	7:21.6 89.2	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:13.3 2.7	:05.0 1.0	:35.0 7.1	8:15.0 100.0
120名	:00.0 0.0	3:45.0 41.7	1:38.3 18.2	1:06.7 12.4	:53.3 9.9	:28.3 5.2	:26.7 4.9	8:18.3 92.3	:00.0 0.0	:05.0 0.9	:03.3 0.6	:05.0 0.9	:28.3 5.2	9:00.0 100.0
T M	:00.0 0.0	4:18.3 49.9	1:15.8 14.6	:41.7 8.1	:52.5 10.1	:15.8 3.1	:25.8 5.0	7:50.0 90.8	:00.0 0.0	:02.5 0.5	:08.3 1.6	:05.0 1.0	:31.7 6.1	8:37.5 100.0

第3-13-4)表 普通保母の児童定員別職務分担

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
定員 100名以下	:00.0 0.0	5:23.3 63.8	1:10.0 13.8	:28.3 5.6	:08.3 1.6	:11.7 2.3	:20.0 3.9	7:41.5 91.1	:00.0 0.0	:03.3 0.7	:10.0 2.0	:08.3 1.6	:23.3 4.6	8:26.4 100.0
120名	:00.0 0.0	4:15.0 50.5	1:16.7 15.2	:55.0 10.9	:35.0 6.9	:06.7 1.3	:25.0 5.0	7:33.4 89.8	:00.0 0.0	:08.3 1.6	:00.0 0.0	:08.3 1.6	:35.0 6.9	8:25.0 100.0
T M	:00.0 0.0	4:49.2 57.2	1:13.3 14.5	:41.7 8.2	:21.7 4.3	:09.2 1.8	:22.5 4.4	7:37.5 90.4	:00.0 0.0	:05.8 1.2	:05.0 1.0	:08.3 1.6	:29.2 5.8	8:25.8 100.0

第3-13-5)表 遅出保母の児童定員別職務分担

カテゴリー	1 管理	2 保 育							3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他	t						
定員 100名以下	:00.0 0.0	5:27.7 62.2	1:23.3 15.8	:15.7 3.0	:28.3 5.4	:05.0 0.9	:05.0 0.9	7:45.0 88.3	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:01.7 0.3	:16.7 3.2	:43.3 8.2	8:46.7 100.0
120名	:00.0 0.0	5:00.0 54.9	1:03.3 11.6	:36.7 6.7	:35.0 6.4	:30.0 5.5	:35.0 6.4	8:20.0 91.5	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:46.7 8.5	9:06.7 100.0
T M	:00.0 0.0	5:13.9 58.5	1:13.3 13.7	:26.2 4.9	:31.7 5.9	:17.5 3.3	:20.0 3.7	8:02.6 89.9	:00.0 0.0	:00.0 0.0	:00.8 0.1	:08.3 1.5	:45.0 8.4	8:56.7 100.0

(3) 「保育」の内容は<保育>の占める割合が定員の小さい群は62%、定員の大きい群は49%で、定員の小さい群は<保育>のウェイトが大きいのに対し、定員の大きい群では<用務><研修><事務><連絡><その他>に分散して時間が費され、これら間接的保育の割合は合わせて42%を占めている。

(4) <保育>とその他の間接保育のウェイトの差は早出の場合に最も大きく、遅出では差が小さい。

以上の結果から次のことがいえる。

① 職務分担の状況に児童定員別による差があるとはい

えない。

② <保育>のウェイトは定員の小さい群の方が大きく、定員の大きい群では、その他の間接的保育に費す時間が多。

③ 早出・普通・遅出についてみると、両群間の<保育>のウェイトの差は早出の場合が、最も大きく遅出では小さい。

次に職員定員別について検討する。

調査対象になった保育所の保母の配置状況を、保育児の年齢構成に基づいた保母定数と、現員数により示した

ものが第3-14-1表である。

私立Ⅲを除き、すべての保育所で定数を上まわる数の
 保育母が配置されており、公立と私立を比較すると公立の
 方が増員されている割合が高くなっている。中でも公立
 Ⅲは障害児保育実施のため1名の増員があるほか、市の
 施策として複数担任制を採用しているため、他に比べ、
 かなり大幅に増員されている。

第3-14-1表 職員定数と常勤職員数

施設	児童数	児童数			職員定数	現員数	差
		0~2歳	3歳	4歳~			
公立	I	20	29	71	9	11	⊕2
	II	15	24	51	7	10 (内産休1)	⊕2
	III	35	23	62	11	18	⊕7
	差の平均						⊕3.7
私立	I	38	20	42	10	11	⊕1
	II	34	25	48	10	11	⊕1
	III	40	25	55	11	11	0
	差の平均						⊕0.7

このように、保育母の配置状況には施設により差がみられるので、勤務条件による保育母の職務分担の状況を明らかにするため、極端に差のあった公立Ⅲを除き、増員率の比較的大きい群(公立I, II)と小さい群(私立I, II, III)にわけ、職務内容を検討した。(第3-14-2表)

(1) 「保育」の割合は、94%に対し89%で増員率の大きい群が「保育」の割合が高くなっているが、「保育」の中の<その他>を考慮すると、職務分担に差があるということはできない。

(2) 「保育」の内容についてみると<保育>の割合には大きな差はないが、<用務><事務><その他>に費す割合が増員率の大きい群でやや高い。

(3) 早出、普通、遅出の別でみると、増員率の大きい群では、早出では<事務><その他>が、普通では<その他>が遅出では<用務>の割合が夫々高くなっている。

以上の結果から次のことがいえる。

① 保育母の増員率の違いにより、職務分担に差があるとはいえない。

② 増員率の大きい群では「保育」のうち<用務><事務><その他>などに費す時間の割合が多くなる。

③ 早出、普通、遅出、別でみると、増員率の大きい群では早出、遅出の<保育>の割合が小さくなり、早出では<事務>に遅出では<用務>に費す時間が多くなっていた。

4. 調理員

調理員の職務分担を、公立・私立別にまとめ、各カテゴリー別にみたのが第3-15表である。なお、「調理」は、<給食><管理><事務>の小項目ごとに整理した。

1) 調理員の職務は、当然のことながら「調理」のカテゴリーに集中している。一日の80%近くが「調理」に占められ、「保育」「事務」「用務」がそれぞれ1~2%となっている。これら1~2%の調理以外の業務は、各保育所全体にわたるものではなく、(私立Ⅲ)はケース会議に参加しているので「保育」になっており、(公立I)(私立I)では「用務」に従事している。このように、施設によってそれぞれの分担業務がことなっている。

2) 「調理」を<給食><管理><事務>に分けて検討すると、<給食>が61%(5時間17分)、<事務>9%(48分)、<管理>8%(39分)である。公立私立別にみると、公立は<事務>12%、<管理>5%であるのに対し、私立は<事務>7%、<管理>10%と、公立の方は<事務>が<管理>の割合より多くなっている。

以上の結果から保育所の調理員の職務体制について、つぎのことがいえる。

第3-14-2表 保育母全体の職員定数別職務分担(公立IIを除く)

カテゴリー	1 管理	2 保 育						3 調理	4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T	
		(1) 保育	(2) 用務	(3) 研修	(4) 事務	(5) 連絡	(6) その他							
増員率 大	:00.0 0.0	4:44.2 57.0	1:30.0 18.1	:06.7 1.3	:42.5 8.5	:19.2 3.9	:27.5 5.5	7:50.0 94.3	:00.0 0.0	:01.7 0.3	:01.7 0.3	:05.7 1.2	:19.2 3.9	8:18.3 100.0
増員率 小	:00.0 0.0	5:21.4 60.0	1:07.2 12.5	:48.0 9.0	:25.6 4.8	:05.6 1.0	:07.2 1.3	7:55.0 88.7	:00.0 0.0	:01.1 0.2	:07.2 1.3	:10.0 1.9	:42.2 7.9	8:55.6 100.0
T M	:00.0 0.0	5:06.5 58.9	1:16.3 14.7	:31.5 6.0	:32.3 6.2	:11.0 2.1	:15.3 2.9	7:53.0 90.8	:00.0 0.0	:01.3 0.2	:05.0 1.0	:08.3 1.6	:33.0 6.3	8:40.7 100.0

(上段—時間:分 下段—構成割合%)

第3—15表 調理員の公私別カテゴリー別職務分担

カテゴリー	1 管理	2 保育	3 調理					4 事務	5 用務	6 その他	7 休憩	T
			(1) 給食	(2) 管理	(3) 事務	(4) その他	t					
公立	0:00.0 0.0	0:00.0 0.0	5:16.7 63.6	0:25.0 5.0	1:00.0 12.0	0:00.0 0.0	6:41.6 75.1	0:01.7 1.5	0:15.0 0.9	0:15.0 2.5	1:05.0 14.5	8:18.3 100.0
私立	0:00.0 0.0	0:30.0 5.5	5:16.7 58.5	0:53.3 9.8	0:36.7 6.8	0:00.0 0.0	6:46.7 75.1	0:08.3 1.5	0:05.0 0.9	0:13.3 2.5	1:18.3 14.5	9:01.7 100.0
T M	0:1.0 0.0	0:15.0 2.9	5:16.7 60.9	0:39.2 7.5	0:48.4 9.3	0:00.0 0.0	6:44.2 77.7	0:05.0 1.0	0:10.0 2.0	0:14.2 2.7	1:11.7 13.8	8:40.1 100.0

(上段—時間:分 下段—%)

- (1) 保育所の調理員は、他の保育所職種である園長、主任保育、保育が各カテゴリーに分散して職務分担しているのに比較して、「調理」のみに集中しており(80%)、職務分担はきわめて明確である。
- (2) 調理員の「調理」以外の職務はわずかであり、その職務内容は各保育所によって、それぞれことになっている。
- (3) 「調理」のなかでは、〈給食〉が主な職務である。他に〈管理〉〈事務〉の職務があるが、公立では〈管理〉より〈事務〉が多く、私立では反対に〈事務〉より〈管理〉が多くなっている。

5. 事務

保育所では、事務専任の職員をおいている施設と、園長や主任保育などが分担して事務をおこなっている施設とがある。事務専任職員の有無は、他の職員の職務体制にかなり影響をもつことが考えられる。したがって、調査対象の施設に、a専任事務職員をおいているかどうか、b事務分担制のばあいはどの職種の職員が分担しているか、c過去1カ月(タイム・スタディ施行の前月)に、どの職種のものが何時間事務に従事したかを調べた。また、タイム・スタディ当日の事務分担の構成割合から、事務専任制と分担制とのちがいを分析することとした。

1) 「事務」の担当制別、施設別職種と1カ月の「事務」従事時間数をみたものが第3—16—1)表である。対象とした施設公立3、私立3のうち、(私立II)(私立III)の2園が事務専任制をとっている。(私立I)は園長が自宅で会計事務一切をおこなっており、私立だがとくに事務専任の職員をおいていない。

「事務」分担制の施設について、どの職種のものが「事務」分担しているかをみると、園長・主任保育の施設、園長・主任保育・保育の施設、主任保育・副主任保育の施設、主任保育のみの施設と施設によってそれぞれ

ことなり、一定していない。

第3—16—1)表 「事務」の担当別施設別職種及び1か月(昭和52年10月)の「事務」従事時間数

		職 種	1カ月の事務に従事した時間数
分 担 制	公立I	主任保育	25:00
	公立II	主任保育、副主任保育	125:00
	公立III	園長、主任保育、保育	83:50
	私立I	園長、主任保育	250:00
		(M)	120:58
専 任 制	私立II	事務職員	97:30
	私立III	庶務主任	186:45
			(M)
		(TM)	128:01

公立(M) 77:57 私立(M) 178:09 (時間:分)

2) 1カ月の「事務」従事時間数をみると、専任制の施設の平均は142時間、分担制の施設平均121時間で、全体では平均128時間である。専任制は「事務」従事時間が1カ月約20時間多くなっている。

これを公立と私立別にみると、公立の「事務」従事時間は平均78時間、私立は平均178時間で、1カ月100時間のひらきがある。つまり、私立の保育所の「事務」は、公立の倍以上を占めることが明らかである。そしてこの差は、「事務」専任制と分担制の差よりも大きいといえる。

3) つぎに、タイム・スタディ当日の「事務」従事時間をカテゴリー別に検討してみることとする。第3—16—2)表は、「事務」の専任制(2園)、分担制(4園)の施設平均によって「事務」職務分担をみたものである。ここでの「事務」従事は、タイム・スタディ対象者のものであり、したがって、事務職員の「事務」従事は含まれていない。まず、「事務」従事の時間数を専任制と分担制とで

第3—16—2)表 「事務」の担当制別カテゴリー別職務分担表(施設平均)

	事 務					そ の 他	T
	(1) 文書物品	(2) 会 計	(3) 連 絡	(4) そ の 他	t		
分 担 制	1:27.5	1:16.9	23.8	10.0	3:18.1	45:55.6	49:13.7
	3.0	2.6	0.8	0.3	6.7	93.3	100.0
専 任 制	50.0	20.0	20.0	05.0	1:35.0	52:55.0	54:30.0
	1.5	0.6	0.6	0.2	2.9	97.1	100.0
T M	1:15.0	57.9	22.5	08.3	2:43.8	48:15.3	50:59.1
	2.5	1.9	0.7	0.3	5.4	94.7	100.0

(上段一時間:分, 下段一%)

比較してみる。専任制のばあい「事務」3% (1時間35分)であるが、分担制では7% (3時間18分)となり、分担制施設の「事務」従事割合は専任制の2倍以上になっていることがわかる。

事務内容別にみると、<文書物品>が「事務」全体の半分弱を占めている。これは専任制も分担制も同じである。しかし、時間数では、専任制50分、分担制1時間28分と差があり、約40分分担制の方が多い。

分担制と専任制でその差がもっとも明らかなのは<会計>事務であり、分担制2.6% (1時間17分)、専任制0.6% (20分)である。すなわち、分担制の施設では、職務時間の構成割合で専任制施設の4倍強、時間数で一日はほぼ1時間多く、<会計>事務に従事しているといえる。

4) さらに、主として「事務」を分担している園長と主任保母を対象にタイム・スタディ当日の「事務」職務の実態をみてみよう。当日、外勤であった(公立II)の園長・主任保母を除き、残る5カ所の保育所の「事務」従事の実態は第3—17—1)表のようになっている。全体では園長11% (1時間1分)、主任保母24% (2時間0分)と主任保母が園長の倍になっている。分担制の施設で

第3—17表 園長・主任保母の事務分担表

1) 「事務」担当制別 2) 公立・私立別

	園 長		主任保母	
	分担制	専任制	分担制	専任制
分担制	1:06.7 (12.7)	3:02.5 (36.8)	1:07.5 (13.2)	3:43.8 (46.3)
専任制	0:52.5 (8.6)	0:25.0 (4.7)	0:56.7 (9.7)	0:50.0 (9.0)
TM	1:01.0 (11.0)	1:59.5 (23.9)	1:01.0 (11.0)	1:59.5 (23.9)

(分担制—公立I, II, 私立I) (公立—公立I, III
専任制—私立II, III) (私立—私立I, II, III)

は、さらにこの傾向が強められ、主任保母の「事務」従事は園長の3倍近くになる。しかし、事務専任制の施設では、園長が9% (53分)、主任保母が5% (25分)と、逆に園長の方が主任保母の倍近くになる。つまり、専任の事務職員があれば、主任保母の「事務」負担が非常に軽くなる(分担制37%、専任制5%)、園長の方は専任制であっても分担制よりやや軽減する程度(分担制13%、専任制9%)で、事務職員がいても園長の「事務」職務分担があると見える。

5) タイム・スタディ当日の園長と主任保母の「事務」分担を公私別に比較したのが第3—17—2)表である。この表でみるように、公立では園長13% (1時間8分)に対し、主任保母46% (3時間44分)となり、主任保母は園長の3倍以上の時間である。この差は「事務」専任制と分担制の差より大きい。私立では、園長10% (57分)、主任保母9% (50分)で、さして変わらないが、公立とは逆に園長の方が主任保母よりやや多く「事務」に従事しているといえる。つぎに、園長について公私別をみると、公立13%、私立10%で、公立の方が「事務」分担は多くなっているが差とはいえない。これが主任保母になると、公私別はきわめて大きく、公立の主任保母は、私立主任保母の5倍以上(公立46%、私立9%)の割合になる。時間にして一日3時間近い差である。なお、ここでの「事務」職務は「管理」や「保育」に関する<事務>は含まれていない。主任保母の「管理」<事務>の平均は5% (23分)、「保育」の<事務>平均12% (58分)であるから、これを加えるなら、ほぼ1時間20分を加算することになり、公立主任保母は一日の61.4% (5時間5分)を「事務」関係の職務に従事していることになるのである。

以上の結果から、「事務」の職務体制を総括的にみれば、つぎのことがいえる。

a) 事務の専任職員をおくのは私立保育所であるが、私

立のすべての保育所ではない。

b 事務分担制のばあい、園長・主任保育母の分担が多いが、個々の施設によって、分担する職種や職員数はさまざまである。

c 保育所の1カ月の「事務」従事時間数は平均128時間である。事務専任制の保育所の方が分担制の保育所より1カ月20時間多い。公立と私立の「事務」従事時間数を比較すると、公立より私立保育所の方が1カ月に100時間多く、私立保育所では、公立の倍以上の時間を要する「事務」量があるといえる。

d 事務職員を除いた「事務」分担をみると、主として園長・主任保育母が「事務」に従事している。園長は、事務職員がいても、公立でも平均一日約1時間の「事務」分担分野がある。主任保育母は、事務分担制保育所では、専任制の7倍の時間を「事務」に費し、事務職員の代替をしているのが明らかである。とくに、公立主任保育母の「事務」従事割合は多く、「管理」「保育」に含まれる<事務>を合せると、一日の61%（5時間5分）になる。主任保育母のこの「事務」負荷量は、保育主任としての「保育」や「管理」に支障をもたらすと考えられる。また、保育者出身の主任保育母は、職業適性因子の異なる「事務」業務に長年の保育経験を生かすことはできない。したがって、保育所には、事務専任職員をおく職務体制がのぞまれる。

IV 要 約

1. 保育所の勤務条件

(1) 保育所の勤務条件をみると、平均所定労働時間は7時間38分であり、労働時間及び休憩時間を含む所定拘束時間は最低の施設（8時間）と最長の施設（9時間）に1時間の差がみられる。

なお、今回の調査では、保育所の勤務条件について公立、私立の差はとくにみられなかった。

(2) 勤務条件として、拘束時間に休憩時間を含めず、1日の所定拘束時間を短縮している保育所が1か所みられたが、これは保育所の保育母の勤務特性上考慮されているものである。

(3) 超過勤務については、調査したすべての保育所において2割5分の割増率で手当を支払うことが定められており、また休日については、半数の保育所が何らかの方法で週休2日制をとっている。

2. 保育所の勤務実態

(1) 拘束時間の実態をみると、いずれの保育所においても「拘束時間の超過」がみられ、またすべての職種に超過がみられたが、園長が最も長く（平均1時間7分）、

次いで保育母（平均12分）となっている。

なお、あわせて調査した過去1か月の各保育所の全職員の超過勤務時間はきわめて短時間であり（1人平均約5時間）、保育母の1日あたりの長時間の超過は、ケース会議など特別の日課による場合以外は殆どない。

(2) 労働時間の実態をみると、職種別には園長が最も長く、次いで保育母、調理員、主任保育母の順となっている。

公、私別では、いずれの職種とも私立の方が長く、とくに園長、主任保育母にその傾向がみられる。これは、私立の園長、主任保育母が施設の経営全般あるいは施設の総合的 management 業務に公立よりも多く従事することと関連していると考えられる。

(3) 保育所における保育母の通常の労働時間は7時間45分程度がひとつの目安となることを示唆する結果がみられるが、この点は今後検討すべき課題と思われる。

(4) 調査したいずれの保育所においても「労働時間の超過」がみられ、職種別では園長（平均1時間12分）及び保育母（平均27分）に超過がみられ、公立よりも私立に超過時間が長い傾向がある。

とくに、保育母の場合は休憩時間の不足とも関連している。

(5) 休憩時間の確保状況を見ると、拘束時間に保育母の休憩時間を含めていない公立IIを除き、完全には所定の休憩時間が確保されているとは言い難いが、園長を除くと休憩時間の不足がみられる職員がいる保育所は半数の3か所であった。

職種別では、園長を除き、主任保育母1名のほかは、すべて保育母の休憩時間の不足であり、全体では保育母18名中7名である。

(6) 保育母全体では平均して7分の休憩時間の不足がみられるが、個々の保育母の不足時間は、5分から1時間までと幅広く（不足時間35分が2名、不足時間5分、10分、15分、20分、1時間が各1名）、拘束時間中は継続して直接、間接に児童の保育にあたらなければならない保育母の勤務の特殊性が示されている。

拘束時間内における休憩時間の未確保が、実質的な超過勤務となっている場合がある。

(7) 保育母の休憩時間を確保する方策として、可能な限り柔軟に休憩（休息）をとることのできる体制や、交替制、複数担当制、休憩室の確保などを考慮することが望ましい。また、拘束時間の実質的な短縮などが試みられている実態も考慮すべきであろう。

3. 職務体制

1) 園長

(1) 保育所園長の職務は、当然ながら「管理」分野がも

とも多い。また、各園長が多少とも「保育」にかかわりをもっている。

(2) 私立の園長は、自宅で会計事務を行うなど、拘束時間に関係なく業務が行われている。

(3) 園長の職務は、職務の性質上、外勤あり、あるいは来訪者ありとスケジュールが変り、一日の職務内容は日によって大きく変動する。

(4) 実態として、園長の外勤は多く、その留守の保育所責任者が必要である。

2) 主任保母

(1) 保育所主任保母は「保育」「事務」「管理」とそれぞれにウェイトがあり、多様な職務を分担している。

(2) 園長・保母の出張や病欠のための予備要員としての性格をもっているのが主任保母といえる。

(3) 公立保育所の主任保母の「事務」負担は大きく、一日の60%強を「事務」系統の職務に費している。「事務」従事が大半を占めることは、保育主任としての「保育」「管理」に支障をおよぼすし、また、職業適性からみても、蓄積された保育経験を生かすことは不可能である。事務職員をおくことによって、主任保母の「事務」分担を軽減すべきであろう。

3) 保母

(1) 保母の職務は90%を「保育」が占めており、他の職務に費す時間はきわめて少ない。「保育」の中では直接子どもにかかわる「保育」のウェイトが大きい。「保育」の割合は選出がもっとも大きく、早出では小さくなる。

(2) 保母の職務を公私別で比較したとき、職務分担に差があるとはいえない。「保育」の割合は、私立が大きく、公立では小さい。公立では「用務」「事務」の間接的保育に費す割合が大きい。

(3) 拘束時間超過ありの群では「保育」の割合が大きくなり、「保育」のウェイトは増し、「休憩」は短くなる傾向が若干みられる。この傾向は普通勤務で顕著である。

(4) 労働時間超過ありの群では、同様に「保育」の割合が大きくなり「休憩」が短くなる傾向がいっそう顕著になる。

(5) 児童定員別による比較では職務分担に差があるとはいえない。「保育」のウェイトは定員の小さい群が大きく、定員の大きい群では「用務」「研修」「事務」「連絡」「その他」の間接的保育に費す時間が多い。同様に保母定員別による比較でも、保母の増員率が大きい群で

は「用務」「事務」「その他」に費す時間が多くなる。

(6) 以上、総合して勤務体制を考慮した職務分担の状況を見ると、拘束時間及び労働時間に超過がある場合、「保育」の時間が延長されるうえ、精神的疲労の大きい「保育」のウェイトが増す。一方「休憩」は確保されにくい状況にある。したがって拘束時間及び労働時間の超過は保母の勤務に無理を生じ、疲労を増すことになる。

(7) 公立より私立が、拘束時間及び労働時間の超過なしよりありの群が児童定員の大きい群より小さい群が、それぞれ「保育」のウェイトが大きくなる。これに対し公立、児童定員の大きい群、保母の増員率の大きい群では間接的保育に費す時間が多い。このように「保育」の内容にはかなり明瞭な違いがみられるが、保母の職務としてどのような形が望ましいかは簡単に判断できない。しかし、このような内容の差が生じる一つの原因として、保母配置数などを含めた直接、間接的なゆりの有無を無視することはできない。なお、今回の調査では調査数が少なく、細かい条件を規定できなかったため、施設及び個人的な影響はまぬがれない。

4) 調理員

(1) 保育所の調理員は、他の園長・主任保母、保母の職種に比べて職務内容は殆んど「調理」に占められ、単純明快である。

(2) 「調理」外の業務は、「用務」「保育」の「用務」「研修」など、各保育所によってことなっている。

5) 事務

(1) 事務職員を専任としておくのは、公立にはなく、私立保育所であるが、私立のすべてではない。

(2) 事務職を分担制とするばあい、分担する職種は園長主任保母が多いが、各保育所それぞれで、職種も人数も一定していない。

(3) 1カ月の「事務」従事時間は公立78時間、私立178時間であり、私立の保育所「事務」量は公立の倍以上になる。

(4) タイム・スタディ対象者の「事務」従事時間数は、事務専任制より事務分担制の保育所に多かった。

園長は、事務の専任制・分担制の別なく、また公私別の別なく、ほぼ一日に1時間の「事務」従事時間がある。

主任保母は、事務専任職がないと、その7倍以上の割合で「事務」を分担し、事務分担制では、主任保母に負担がかかってくるといえる。2)の主任保母のところでものべたが、事務専任制の勤務体制がのぞまれる。